

# 飲食店経営者の皆様へ



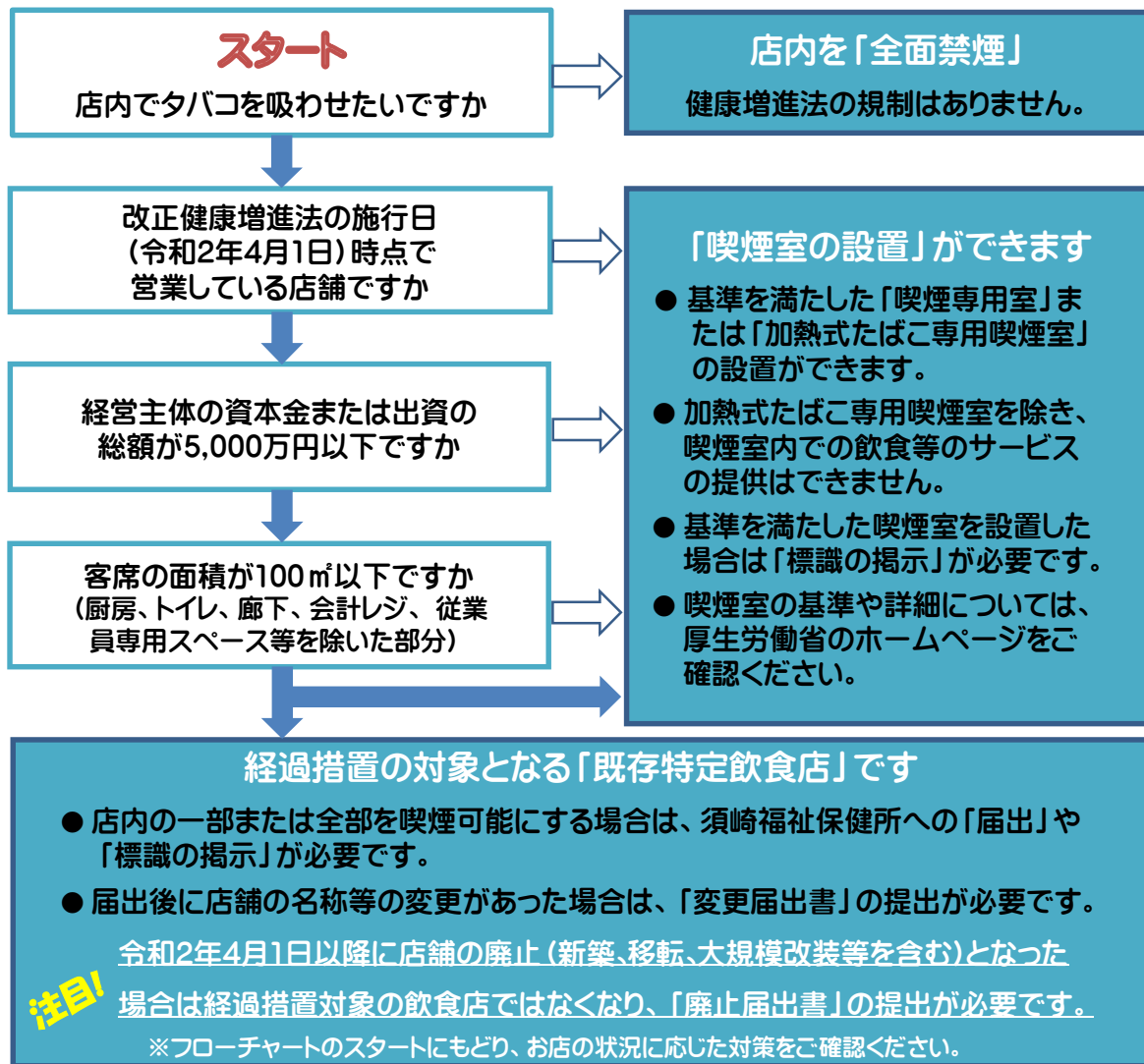
すべての飲食店が、

原則 **店内禁煙** になりました！

令和2年  
4月1日から

タバコの規制のフローチャート(流れ図)で、あなたのお店の状況に応じた対策をご確認ください。

はい ➡ いいえ ➡



20歳未満の人は喫煙できる店や場所へ入ることはできません。

法に関する詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

厚生労働省 なくそう！望まない受動喫煙。

※違反した場合には、罰則(過料)が課せられることがあります。

高知県須崎福祉保健所健康障害課(喫煙対策担当) TEL0889-42-1875

## 「喫煙室(店)」を設置する場合のルール



### ● 「喫煙可能室(店)」を設置する場合

須崎福祉保健所への「届出」と「標識の掲示」をすることで、店内の一部または全部を喫煙可能にすることができます。飲食をしながら、紙巻きたばこ・加熱式たばこの喫煙が可能です。ただし、「既存特定飲食店」の条件に該当する店舗が対象です。

※裏面のフローチャートで、「既存特定飲食店」の条件に該当するかご確認ください。令和2年4月1日以降に新規開業した店舗や新築、移転、大規模改装等を行った場合は対象外です。

### ● 「喫煙専用室」を設置する場合

基準を満たした喫煙専用室を設置し、「標識を掲示」することで、紙巻きたばこ・加熱式たばこの喫煙が可能です。喫煙専用室での飲食はできません。

### ● 「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置する場合

基準を満たした加熱式たばこ専用室を設置し、「標識を掲示」することで、加熱式たばこの喫煙が可能です。加熱式たばこ専用室では飲食や事務作業等ができません。

### ● 喫煙目的室(店)を設置する場合

シガーバーなど喫煙を主目的とする施設で、たばこの「対面販売(※出張販売を含む)」を行い、「標識を掲示」することで、基準を満たした室内空間に限り喫煙目的室(店)を設置することが可能です。飲食(※主食を除く)をしながら、紙巻きたばこ・加熱式たばこの喫煙が可能です。

※「対面販売(出張販売を含む)」は、たばこ事業法の許可を得た者が営業を行う場所または出張販売の許可を受けた場所で販売することです。自動販売機のみでの販売は該当しません。  
※主食とは、米飯類、パン類(菓子パン類を除く)、麺類、ピザパイ等が該当します。

### 喫煙室設置の技術的基準 <以下のすべてを満たす必要があります>

- 喫煙室の出入り口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上ある
- 喫煙室からたばこの煙が室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されている
- たばこの煙が屋外または外部の場所に排気されている

※管理権原者の責めに帰することができない事由によって上記基準を満たすことができない場合のみ、『脱煙機能付き喫煙ブース(性能要件あり)』を設置することも可能です。(経過措置)

## 施設を管理する方の責務



- 喫煙禁止場所に灰皿などの喫煙をするための器具や設備を設置しない。
- 施設内に喫煙室を設置する場合、喫煙できる場所の出入口及び施設の主な出入口に喫煙場所を示す標識を掲示する。
- 施設内に喫煙室を設置する場合、喫煙室の構造や設備をたばこの煙の流出を防止するための技術的基準へ適合させる。
- 喫煙できる場所に20歳未満の者(従業員を含む)を立ち入れさせない。
- 喫煙禁止場所で喫煙している者または喫煙しようとする者に対して、喫煙の中止または喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努める。